

第 2 - 8

条例第 43 条区画

条例第 43 条区画編

屋内消火栓設備に関する基準

条例第 43 条 次の各号に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

- (1) 省略
- (2) 令別表第 1 に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が 5 以上のもの（主要構造部が耐火構造のもので、5 階以上の階の床面積が 100 平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200 平方メートル）以下のもの及び 5 階以上の階の床面積が 100 平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200 平方メートル）以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。）

1 免除区画の取扱い

屋内消火栓設備の設置基準は、政令に定めるもののほか、本市では、条例中において、地階を除く階数が 5 以上のものに設置を要するものと定めている。しかしながら、当該条例で、次の要件に該当するものは、設置を要しないと定めている。

(1) 面積による要件

主要構造部が耐火構造のもので、5 階以上の階の床面積が 100 m²以下のもの。

(2) 区画による要件（以下「43 条区画」という。）

主要構造部が耐火構造のもので、5 階以上の階の床面積を 100 m²以内ごとに耐火構造の壁、床で区画し、かつ開口部に防火戸を設けたもの。

※下線の面積は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした場合には、200 m²とすることができる。

※要件が(1)又は(2)に適合しない場合は、5 階以上の階だけでなく、防火対象物全体に屋内消火栓設備の設置義務が生じることに留意すること。

2 免除区画の構造等

(1) 区画の構造

区画する壁・床の構造は建基政令第 107 条第 1 号に規定する耐火性能を有すること。

(2) 区画の設定

避難経路となる階段及び廊下等を独立して区画し、区画以外の部分が 100(200) m²を超える場合には、さらにその部分を区画し、その階の各区画が 100(200) m²以内になるように区画を設けること。なお、メゾネットのように階を跨いで存する場合は、いずれかの部分で 100(200) m²以内になるように区画を設けなければならない。

(3) 区画の開口部

ア 2(1)、(2)による区画の開口部は、常時閉鎖式又は煙感知器等と連動して閉鎖する防火戸の設置が必要となる。なお、防火シャッターにより形成する区画は認められない。

※屋外に面する開口部の制限はなし。

イ 換気ダクト等が区画を貫通する場合には、FD（ファイアーダンパー）を設置すること。

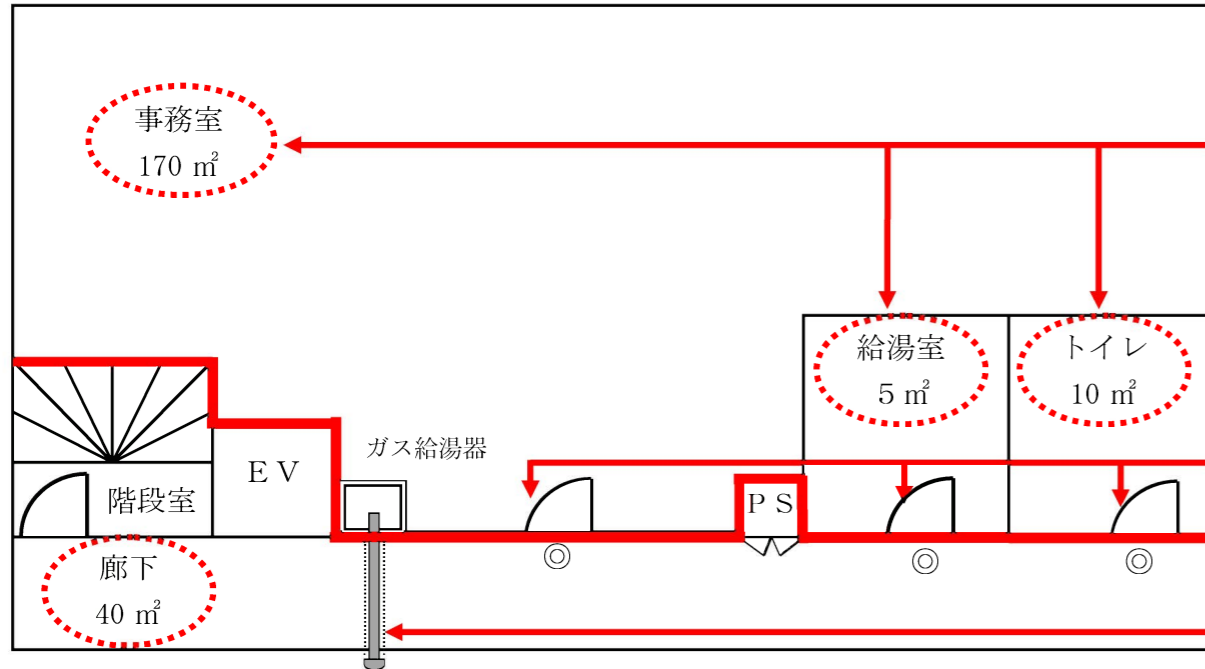
ウ 火気設備等の排気筒のように、区画を貫通する部分にFDを設置できないものには、区画貫通後の排気筒を屋外貫通部まで防火設備に該当するラッキング（「規則第 13 条区画編」の「5 13 条区画の取扱い」(3)による。）すること。

エ 区画を貫通する配管及び電気配線等の取扱いは、「規則第 13 条区画編」の「6 省令第 13 条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い」による。

3 免除区画の例示

(1) 事務所ビル(耐火構造、内装を難燃材料としたもの)

<平面図>

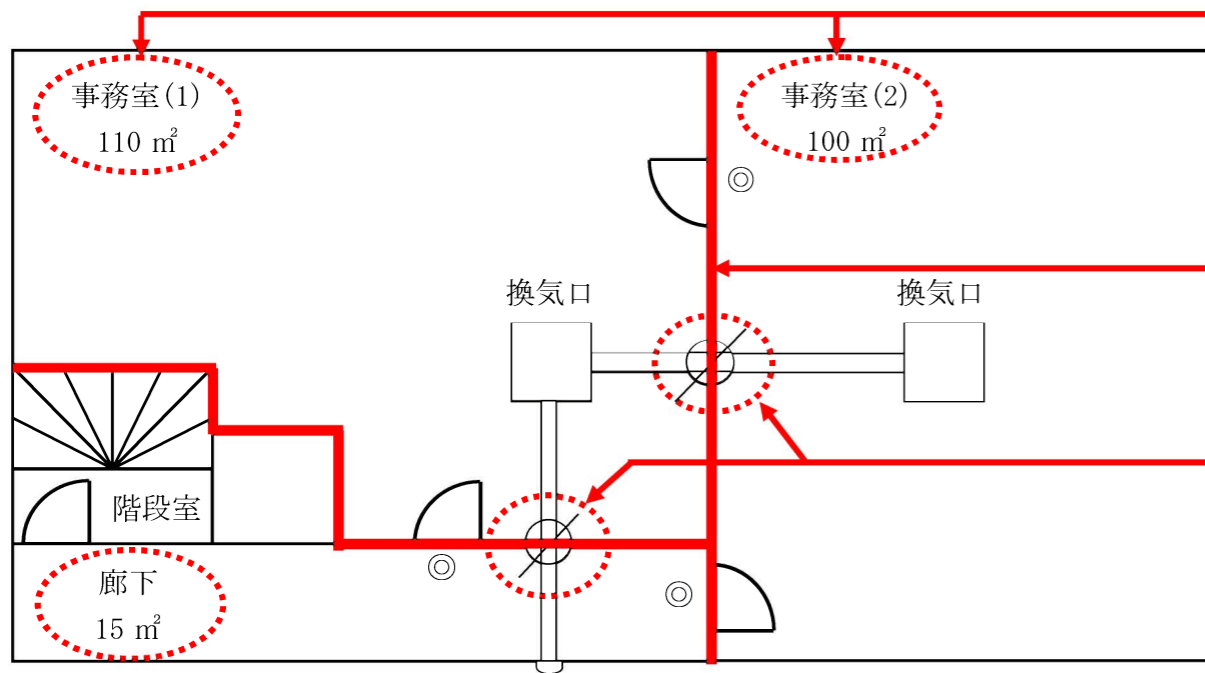


<区画面積> $170 \text{ m}^2 + 5 \text{ m}^2 + 10 \text{ m}^2 = 185 \text{ m}^2 \leq 200 \text{ m}^2 \dots \text{OK}$

43条区画の開口部に設ける建具(防火設備)の面積制限はなし。

区画を貫通するダクト等には区画貫通部にFD(防火ダンパー)を設けること。
ただし区画を貫通する火器設備の排気筒については、防火設備と同等となるラッキング施工が必要です。

<平面図>



<区画面積>
・事務室(1) $\sim 110 \text{ m}^2 \leq 200 \text{ m}^2 \dots \text{OK}$
・事務室(2) $\sim 100 \text{ m}^2 \leq 200 \text{ m}^2 \dots \text{OK}$

事務室(1)と事務室(2)の合計面積は、 210 m^2 となり、 200 m^2 を超えることから、 200 m^2 以内ごとの区画が必要となる。

43条区画を貫通する換気ダクト等はFDが必要となる。

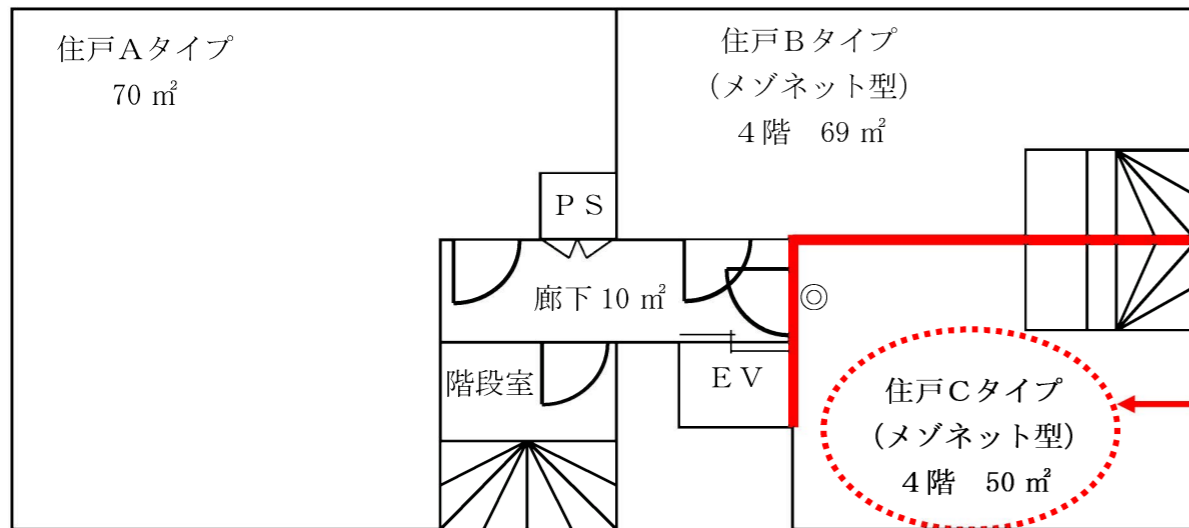
【凡例】

- 1 太線(—)は、43条区画の位置を示す。
- 2 ◎は、建築基準法第2条第9号の2、ロに規定する防火設備で、常時閉鎖(ドアクローザー及びストッパー無し又は煙感知器連動閉鎖、順位調整機能付き(親子扉の場合))の防火戸とする。

(2) メゾネット型共同住宅（耐火構造、内装は可燃材料としたもの）

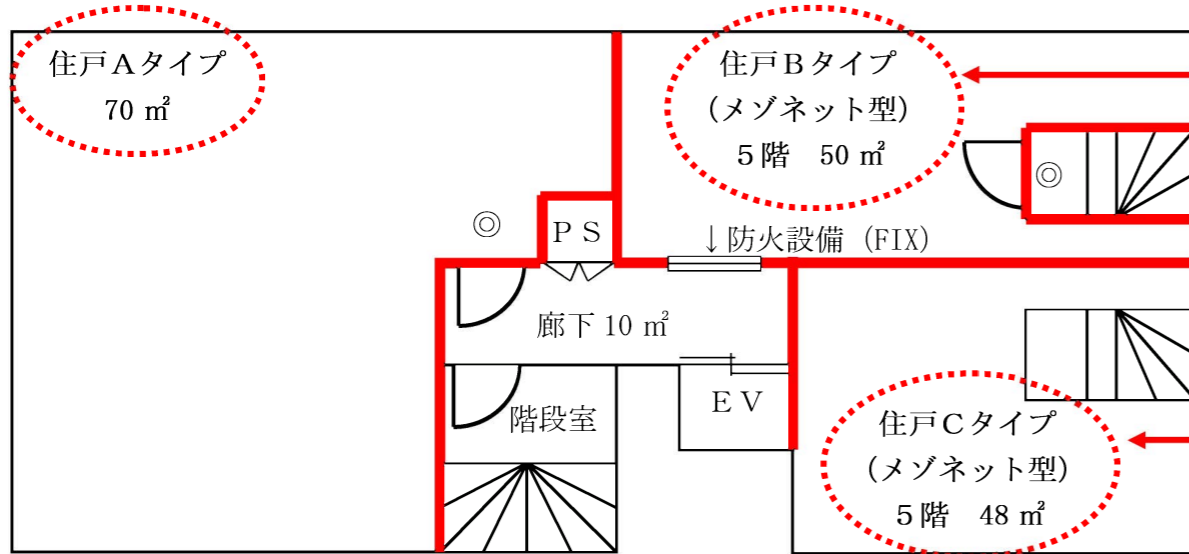
ア 階ごとの床面積が 100 m²を超える場合

< 4階床面積 > 199 m²



※ 基本的に 43 条区画は階ごとの規制であるから「住戸Aタイプ」は規制対象外となる。

< 5階床面積 > 178 m²



【住戸Bタイプの考え方】

- 1 住戸面積は 4階 69 m²、5階 50 m²より延べ面積 119 m²のメゾネット型。
- 2 5階居室内の階段部分で 43 条区画を形成し、メゾネットの 5階部分で 43 条区画を形成。
- 3 43 条区画が 5階で形成されているので、4階は面積制限なし。

< 区画面積 >

- ・ 4階～規制なし（※ 5階とは階段で区画形成のため）
- ・ 5階～50 m² ≤ 100 m²…OK

【住戸Cタイプの考え方】

- 1 住戸面積は 4階 50 m²、5階 48 m²より延べ面積 98 m²のメゾネット型。
- 2 住戸Bタイプと異なり、居室内で 43 条区画がないことから、メゾネット 4階にも 43 条区画が必要となる。

< 区画面積 >

- ・ 4階 + 5階～98 m² ≤ 100 m²…OK

イ 階ごとの床面積が 100 m²以下の場合

左図のように 4階と 5階をメゾネット型とした場合でも、内装を難燃材とした場合、5階以上の階ごとの床面積が 200 m²以下であれば設置対象外となり、43 条区画を行う必要はない。

○ 囲い数字部分は、43 条区画の面積制限を受けたもの。

【凡例】

- 1 太線 (—) は、43 条区画の位置を示す。
- 2 ◎は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2、ロに規定する防火設備で、常時閉鎖（ドアクローザー及びストッパー無し又は煙感知器連動閉鎖、順位調整機能付き（親子扉に限る。））の防火戸とする。